

モーターボート競走競技規程新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第一章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この規程は、<u>モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)</u>第二十二條の規定に基づき、モーターボート競走の競技に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 この規程において、使用する用語は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 競技とは、<u>展示航走のほか、モーターボートがピットアウトしてから、待機行動した後、スタートし、ゴールインするまでの航走をいう。</u></p> <p>二 展示航走とは、出場する選手、ボート及びモーターを観客に紹介するため、<u>出走の前に行う次の二つの航走をいう。</u></p> <p>イ <u>スタート展示航走とは、ピットアウトしてから、待機行動し、スタートラインを通過した後、競技委員長が指示する場所までの航走をいう。</u></p> <p>ロ <u>周回展示航走とは、スタート展示航走に引き続き、競技委員長の指示する場所から、競走水面を周回し、ピットインした後、競技委員長が正常に周回展示航走を終了したと認めるまでの航走をいう。</u></p> <p>三 <u>ピットアウトとは、ピットを離れることをいい、また、</u></p>	<p style="text-align: center;">第一章 通則</p> <p>第一条 この規程は、モーターボート競走法施行規則第二十二條の規定に基づき、モーターボート競走の競技に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 この規程において、使用する用語は、次のとおりとする。</p> <p>一 競技とは、<u>展示航走のほか、モーターボートがピットを離れてから待機水面を航走した後、スタートし、ゴールインするまでをいう。</u></p> <p>二 展示航走とは、出場する選手、ボート及びモーターを観客に紹介するために、<u>ピットを離れてからレースコースを周回し、ピットに帰投するまでの航走をいう。</u></p> <p>三 <u>出走中とは、競技中においてスタートからゴールインまで</u></p>

ピットインとは、ピットに着くことをいう。

四 待機行動とは、待機水面において、モーターボートが、ピットアウトした後、スタートラインに正対（真っ直ぐ向くことをいう。）するまでの待機航走及びスタートラインに正対してからスタートラインを通過する直前までの進入航走をいう。

五 競走水面とは、モーターボート競走場の構造及び設備の規格（昭和四十二年運輸省告示第二十七号）に規定するモーターボート競走の用に供する水面をいう。

六 待機水面とは、モーターボート競走場の構造及び設備の規格に規定するモーターボート競走の待機の用に供する水面で、スタートライン及びその延長線より、第二ターンマーク方向の標識物等により区分された水域をいう。

七 進入固定競走とは、ピットアウトした後、スタートラインに向かって左側から右側に、番号札の番号の小さいモーターボートから順に並び進入航走する競走をいう。

八 第十条から第二十七条までのモーターボートとは、選手がモーターボートに乗っており、落水していない状態をいう。

九 事故艇とは、モーターボートの転覆・沈没、選手の負傷・落水、モーターの火災・停止、又はボート・モーターの不調により、正常に航走できないモーターボートをいう。

十 落水とは、選手の身体がモーターボートから完全に離脱した場合、又は速やかに元の状態に戻ることができないと審判委員長が認めた場合をいう。

十一 ボートの破損とは、ボートの先端の欠落等審判委員長が性能に大きく影響すると認める場合をいう。

の航走をいう。

四 第十条から第二十六条までのモーターボートとは、選手が競技を行うためモーターボートに乗っている状態をいう。

十二 ターンマークとは、モーターボートの周回の用に供する二つのブイをいう。なお、ターンマーク間の距離は三〇〇mとし、主審判室から見て、右側のターンマークを第一ターンマーク、左側のターンマークを第二ターンマークという。

(競走執行委員長の裁定)

第二条 この規程に定める事項以外の事項は、競走執行委員長が裁定する。

(全能力の発揮)

第三条 選手は、競技において、全能力を発揮しなければならない。

第二章 選手及びモーターボート

(装着及び装備)

第四条 選手は、次の各号に掲げるものを装着しなければならない。

- 一 選手が使用するモーターボートの番号を背部に明記した長袖の上着
- 二 モーターボート競走用の硬質ヘルメット及び救命胴衣

2 前項に掲げる長袖の上着の色、モーターボート競走用の硬質ヘルメット及び救命胴衣の性能は、全国モーターボート競

第二条 この規程に定める事項以外の事項については、競走執行委員長が裁定する。

第三条 選手は、競技において、全能力を発揮しなければならない。

第二章 選手及びモーターボート

第四条 選手は、次の各号に掲げる服装を着用しなければならない。

- 一 自己の使用するモーターボートの番号を背部に明記した長袖の上着
- 二 全国モーターボート競走会連合会(以下「連合会」という。)が別に定める硬質ヘルメット及び救命胴衣
- 三 長ズボン及び靴

2 前項第一号に掲げる長袖の上着の色は、自己の使用するモーターボートの番号に応じ、次の表によるものとする。

走会連合会（以下「連合会」という。）が別に定める。

第五条 選手は、出走時に使用するモーターボートに二枚の番号札を装備しなければならない。

2 番号札の位置は、モーターボートの甲板の中心線の両側とする。

3 番号札の番号は、明瞭なものとし、その寸法は、連合会が別に定める。

（燃料及び整備）

第六条 選手は、競技に出場するため、モーターに連合会が別に定める燃料を使用しなければならない。

2 選手は、競技に出場するため、連合会が別に定める要領によりモーターボートを整備しなければならない。

第三章 競技

（スタート展示航走の方法）

第七条 選手は、スタート展示航走において、競技委員長の指示に従い、出走時に使用するモーターボートで、競走水面を

（表略）

3 第一項第一号に掲げる長袖の上着にデザインを施す場合は、前項に定める各番号の色がそれぞれ容易に識別できるものでなければならない。

第五条 選手は、二枚の番号札を自己の使用するモーターボートに装着しなければならない。

2 番号札の位置は、モーターボートの甲板の中心線の両側とする。

3 番号札の番号は、明りょうなものとし、その寸法は、別図のとおりとする。

（別図略）

第六条 モーターボートに乗る選手の数、モーターボートの種類及び級に応じ、次の表のとおりとする。

（表略）

第六条の二 選手は、自己の使用するモーターボートの整備については、連合会が別に定める整備に関する規程によらなければならない。

第七条 選手は、燃料として、連合会が別に定める燃料油及び潤滑油を使用するものとし、これらを混合して使用する場合は、

航走しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する
場合であって競技委員長がスタート展示航走ができないと判
断したときは、この限りでない。

- 一 悪天候等により正常に航走できないとき。
- 二 係留機の故障、モーターの停止、又はボート・モーターの
不調により、ピットアウトすることができないとき。
- 三 スタート展示航走のためピットアウトした後、モーターの
火災・停止、ボートの破損、又はボート・モーターの不調が
あったとき。

2 スタート展示において、競技委員長が次の各号の一に該当
すると認めた場合は、一旦、スタート展示航走を中止し、再度
ピットアウトからやり直すことができる。

- 一 第四条又は第五条の規定に違反したモーターボートがあ
るとき。
- 二 前項第二号に該当するモーターボートがあるとき。
- 三 事故艇その他障害物等を除去する必要があるとき。

(周回展示航走の方法)

第八条 選手は、周回展示航走において、競技委員長の指示に従
い、出走時に使用するモーターボートで、競走水面を正常に航
走しなければならない。なお、周回の回数は、原則として二回

連合会が別に定める割合によるものとする。

第三章 競技

第八条 選手は、出場準備の完了後、係員の指示に従い、自己の
使用するモーターボートで、競走水面を正常に展示航走しなけ
ればならない。この場合において、レースコースの周回の回数

とする。

(周回展示航走後の待機場所及びモーターボートの部品交換等)

第九条 選手は、前条の周回展示航走が終わった後、競技委員長の指示する場所に待機しなければならない。

2 選手は、周回展示航走が終わったモーターボートの部品交換、取付け状態の変更等をしてはならない。

(周回の方法)

第十条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、競走水面を航走するものとし、ターンマークを順次回らなければならない。ただし、他のモーターボートの妨害その他やむを得ない理由により、競走水面外を航走した場合又はターンマークを順次回らなかった場合であって、直ちに正常な状態に戻したときは、競走水面を航走し又はターンマークを順次回ったものとする。なお、周回の回数は、原則として三回とする。

(助力)

第十一条 選手は、スタート後ゴールインするまでの間、他のモーターボートに助力を与え、又は助力を受けてはならない。

(スタートライン及びゴールライン)

は、原則として二回とする。

第九条 選手は、前条の展示航走が終わった後、係員の指示に従い、所定の場所に待機しなければならない。

2 選手は、展示航走が終わったモーターボートの状態を変更してはならない。

第十条 モーターボートは、競走水面を時計の針の回転方向と反対の方向に走り、ターンマークを順次回り、定められた周回を終わってゴールインしなければならない。

第十一条 選手は、出走中は、他からの助力を受けてはならない。ただし、選手が二名乗るモーターボートにおいて、これらの選手が互いに助け合う場合は、この限りでない。

第十二条 スタートライン及びゴールラインは、センターポールの中心線と発走信号用時計の文字盤の右端を競走水面上に見透した線とする。

(スタートの方法)

第十三条 スタートの方法は、フライングスタートとする。この場合において、モーターボートは、競技委員長の指示に従い、速やかに出走のためにピットアウトしなければならない。ただし、係留機の故障により速やかにピットアウトできなかった場合は、この限りでない。

2 モーターボートは、待機行動において、次の各号の一に該当する航走をしてはならない。

一 他のモーターボートに助力を与え、又は助力を受けて航走すること。

二 出走において、スタート展示航走の進入航走と著しく異なる進入航走をすること。ただし、審判委員長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 待機行動の方法は、前項に掲げるもののほか、連合会が別に定める。

4 スタートにおいては、スタート時刻の一分前以前は、時間表示装置により、一分前からの経過は、発走信号用時計により知らせる。

5 出走におけるスタートにおいては、モーターボートは第二ターンマークを左方向に見てスタートラインに向うものとし、スタート時刻以降一・〇秒以内にスタートしなければならない。

第十二条 スタートライン及びゴールは、所定の位置に標示された二本の垂直線を競走水面上に見透した線とする。

2 スタートライン及びゴールは、適当な方法により標示する。

第十三条 フライングスタートにおいては、モーターボートは、係員の指示に従い、速やかに出走のため待機水面に出なければならない。

2 モーターボートは、待機水面において、他のモーターボートの航走を妨げてはならない。

3 第十一条の規定は、待機水面における航走中について準用する。

4 フライングスタートにおいては、スタート時刻の二分前及び一分前は、数字板その他の適当な方法により、一分前からの経過は、発走信号用時計により知らせる。

5 フライングスタートにおいては、モーターボートは第二ターンマークを左舷に見てスタートラインに向うものとし、スタート時刻以降一・〇秒以内にスタートしなければならない。

らない。

(ピットアウトのやり直し)

第十四条 出走における待機行動において、第四条又は第五条の規定に違反したモーターボートがあった場合、係留機の故障により速やかにピットアウトできないモーターボートがあった場合、又は審判委員長が事故艇その他障害物等を除去する必要があると認めた場合は、一旦、競技を中止し、再度、ピットアウトからやり直すことができる。

2 進入固定競走においては、第一条第二項第七号に規定する進入航走と異なる進入航走があった場合、審判委員長は、一旦、競技を中止し、再度、ピットアウトからやり直すことができる。

(ゴールインの制限時間)

第十五条 モーターボートは、先頭のモーターボートがゴールインした時から三十秒以内にゴールインしなければならない。

(スタート及びゴールイン)

第十四条 オンラインスタートにおいては、モーターボートは、係員の指示に従い、機械装置に係留し、スタート前にモーターの始動を行うものとする。

2 オンラインスタートにおいては、モーターボートは、機械装置により一斉に係留を解き、同時にスタートするものとする。

3 同時にスタートしなかった場合、そのスタートは無効とする。

4 第一項及び第二項の機械装置は連合会が行う検査に合格したものでなければならない。

第十五条 モーターボートがゴールインする場合には、選手(二名乗る場合はその二名の選手)がモーターボートに乗っており、かつ、先頭のモーターボートがゴールインした時から三十秒以内でなければならない。

第十六条 スタートは、モーターボートの艇首がスタートラインを過ぎる時とし、ゴールインは、モーターボートの一部がゴールラインに達した時とする。

(モーターボートの航法)

第十七条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、他のモーターボートに接触又は極度に接近してはならない。ただし、他のモーターボートの妨害により接触又は極度に接近することとなった場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。なお、妨害とは、他のモーターボートの正常な航走を妨げることをいう。

第十八条 削除

第十九条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、他のモーターボートと接近して並行している場合は、

第十六条 スタートは、モーターボートの前端がスタートラインを過ぎる時、ゴールインは、モーターボートの一端がゴールに達した時をもって判定する。

第十七条 モーターボートは、他のモーターボートに接触し、又は極度に接近することにより、安全を害してはならない。ただし、他のモーターボートにより妨害された場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第十八条 二隻のモーターボートが接近して衝突の危険がある場合は、その航法については、次の各号による。

一 向いあったときは、各モーターボートは、右舷に進路を変えなければならない。

二 進路が交叉するときは、他のモーターボートを右舷に見るモーターボートは、他のモーターボートの前面を横切らないようにしなければならない。

2 モーターボートが、障害物に接近し、進路を変えなければならないときは、他のモーターボートに合図をし、これを受けたモーターボートは、合図をしたモーターボートの航走に危険のないようにしなければならない。

第十九条 二隻以上のモーターボートが接近して並行している場合は、並行している他のモーターボートの側に転舵してはな

そのモーターボートに向けて転舵してはならない。ただし、他のモーターボートの妨害により転舵することとなった場合、事故艇又は救助艇を避ける場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第二十条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、ターンマークを左回りしなければならない。ただし、他のモーターボートの妨害によりターンマークを左回りできなかった場合その他やむを得ない場合であって、直ちに回り直したときは、左回りしたものとする。

2 モーターボートは、ターンマークを回る場合は、ターンマークを著しく破損させてはならない。ただし、他のモーターボートの妨害によりターンマークを著しく破損することとなった場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 二隻以上のモーターボートがターンマークに接近し、同時にターンマークを回る場合は、外側のモーターボートは、内側のモーターボートに安全な余地を与えなければならない。ただし、他のモーターボートの妨害により、内側のモーターボートに安全な余地を与えることができなかった場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第二十一条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、他のモーターボートを追い抜く場合は、そのモーターボートを左方向に見て追い抜かなければならない。ただし、他のモーターボートの妨害により、左方向に見て追い抜くことができなかった場合その他やむを得ない場合、又は安全な

らない。ただし、障害物を避ける場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第二十条 モーターボートは、ターンマークを時計の針の回転方向と反対の方向に回らなければならない。

2 前項の場合において、モーターボートは、ターンマークを破損又は沈没させないようにしなければならない。ただし、他のモーターボートにより妨害された場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 二隻以上のモーターボートが同時にターンマークを回ろうとする場合は、外側のモーターボートは、内側のモーターボートに安全な余地を与えなければならない。

第二十一条 他のモーターボートを追抜く場合は、そのモーターボートを左舷に見て行わなければならない。ただし、安全な間隔がある場合は、この限りでない。

間隔がある場合は、この限りでない。

第二十二條 削除

第二十三條 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、事故艇又は救助艇がある場合は、当該事故艇又は救助艇と安全な間隔を保って航走しなければならない。

2 モーターボートは、ターンマーク付近において救助艇又は事故艇がある場合は、審判委員長の指示により、その外側を(救助艇又は事故艇の外側に安全な間隔がない場合にあっては、その内側を)航走しなければならない。ただし、事故艇が移動している場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(離脱する場合の航法)

第二十四條 出走資格を喪失したモーターボート及び失格となったモーターボートは、他のモーターボートの航走を妨げないよう速やかに競技から離脱しなければならない。

第四章 出走資格の喪失・失格等

第二十二條 モーターボートは、風、波、流れ、手漕ぎ等によって走ってはならない。ただし、故障した場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第二十三條 モーターボートは、救助艇又は事故艇(転覆、沈没、故障又は選手の負傷若しくは落水(選手の身体の大部分が水中にある状態をいう。以下同じ。))により正常に航走できないモーターボートをいう。以下同じ。)がある場合は、安全な間隔を保って航走しなければならない。

2 ターンマーク付近において、救助艇又は事故艇がある場合は、モーターボートはその外側を航走しなければならない。ただし、救助艇又は事故艇の外側に安全な間隔がない場合にあっては、その内側を航走しなければならない。

第二十四條 ゴールインし、失格となり又は出走できなくなったモーターボートは、速やかに帰投しなければならない。

2 前項により帰投することとなったモーターボートは、他のモーターボートの航走を妨げてはならない。

第四章 出走資格の喪失・失格

(出走資格の喪失)

第二十五条 審判委員長が次の各号の一に該当すると認められた場合は、そのモーターボートは出走資格を喪失する。

一 第七条第一項、第八条、第九条第二項、第十三条第一項、同条第二項、又は同条第五項の規定に違反したとき。

二 出走における待機行動において、モーターボートが転覆・沈没し、選手が落水し、モーターが火災を起こし、又はボートが破損したとき。

三 出走において、モーターボートがスタートラインを通過する直前、又は通過する時にボート・モーターの不調又は浮流物によりモーターボートの速度が著しく低下したとき。

四 出走において、モーターボートがスタートラインを通過する時にモーターボートが転覆・沈没し、選手が落水し、モーターが火災を起こし若しくは停止し、又はボートが破損したとき。

五 第十四条第一項において、審判委員長が除去する必要があると認め、ピットアウトからのやり直しの原因となった事故艇(選手の負傷、モーターの停止又はボート・モーターの不調により、正常に航走できないモーターボートに限る。)に該当したとき。

(失格)

第二十五条 審判委員長が次の各号の一に該当すると認められた場合は、そのモーターボートは出走できない。

一 第四条、第五条、第八条、第九条第二項、第十三条第一項、同条第三項、又は同条第五項の規定に違反したとき。

二 待機水面における航走中において、モーターボートが転覆若しくは沈没し、ボートが破損(著しく性能に影響を与える場合をいう。以下同じ。)し、モーターが火災を起こし、又は選手が落水したとき。

三 スタート前(モーターボートがスタートラインを通過する直前をいう。)又はスタート時(モーターボートがスタートラインを通過する時をいう。以下同じ。)において、モーターボートの不調又は浮流物によりモーターボートの速度が著しく低下したとき。

四 スタート時において、モーターボートが転覆若しくは沈没し、ボートが破損し、モーターが火災を起こし、選手が落水し、又はモーターが停止したとき。

第二十六条 審判委員長が次の各号の一に該当すると認められた場合は、そのモーターボートは失格とする。

- 一 第十条、第十一条、第十五条、第二十条第一項、同条第二項、第二十三条第一項、同条第二項の規定に違反したとき、又は第十七条、第十九条、第二十条第三項、第二十一条の規定に抵触し、他のモーターボートの正常な航走を妨げたとき。
- 二 スタート後ゴールインするまでの間、モーターボートが転覆・沈没し、選手が落水し、又はモーターが停止した場合であって速やかに元の状態に戻ることができないとき。

(不良航法及び失速)

第二十七条 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、不良航法(第十七条、第十九条、第二十条第三項、又は第二十一条の規定に抵触する疑いが生じるような航法をいう。)をしてはならない。

2 モーターボートは、スタート後ゴールインするまでの間、操舵不良による失速(モーターボートがキャビテーション等により通常予測される速度が著しく低下した場合をいう。)をしてはならない。

第五章 細則

(細則)

第二十八条 この規程の実施に必要な事項及び競技に使用する

第二十六条 審判委員長が次の各号の一に該当すると認められた場合は、そのモーターボートは失格とする。

- 一 第七条、第十条、第十一条、第十五条、又は第十七条から第二十三条までの規定に違反したとき。
- 二 出走中において、モーターボートが転覆若しくは沈没し、又は選手が落水したとき。

第五章 信号

第二十七条 競技に使用する旗信号及び灯火信号の種類及びそ

設備等は、連合会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 モーターボート競走競技規程（昭和二十七年官文第二十号。以下「旧規程」という。）は、平成十五年五月一日をもって廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十五年四月三十日以前の日を初日とし、平成十五年五月一日以後の日を終了日として開催される競走については、旧規程を適用する。

の示す内容は、次の表のとおりとする。
（表略）

第六章 雑則

第二十八条 この規程の実施に必要な事項は、連合会が別に定める。